

2020年11月27日
日本郵便株式会社

国際郵便における小形包装物の大きさの変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、2021年1月1日（金・祝）から、国際郵便の小形包装物について、次のとおり差し出し可能な大きさの最小限を変更します。

1 変更の背景

万国郵便条約の施行規則が2021年1月1日（金・祝）に改正されるため、国際郵便約款を改正し、同日0時以降に差し出される国際郵便の小形包装物について、次のとおり大きさの最小限を変更します。

なお、本改正の対象には、国際eパケット郵便物、国際eパケットライト郵便物、航空優先大量郵便物（Dメール）および航空非優先大量郵便物（Pメール）として差し出される小形包装物を含みます。

2 変更日時

2021年1月1日（金・祝）0時

3 主な改定内容

小形包装物の差し出し可能な大きさの最小限

変更前	変更後
(1) 巻物体のもの <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の合計</u> =17センチメートル <u>ただし、長さ</u> 10センチメートル	<u>長さ</u> 14.8センチメートル <u>幅</u> 10.5センチメートル (許容差は、0.2センチメートル)
(2) 上記(1)に規定する形状以外のもの <u>長さ</u> 14センチメートル <u>幅</u> 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)	

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-5931-55

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666 (通話料はお客さま負担です)

<ご案内時間>

平日 8:00~21:00

土・日・休日 9:00~21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。